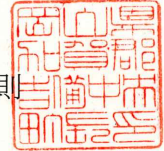


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われましたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

吉備中央町長 山 本 雅 則



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
加茂市場集落 外 29 集落（別紙一覧のとおり）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 4 年 3 月 1 5 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
別紙一覧のとおり
4. 地域農業の将来のあり方
別紙一覧のとおり